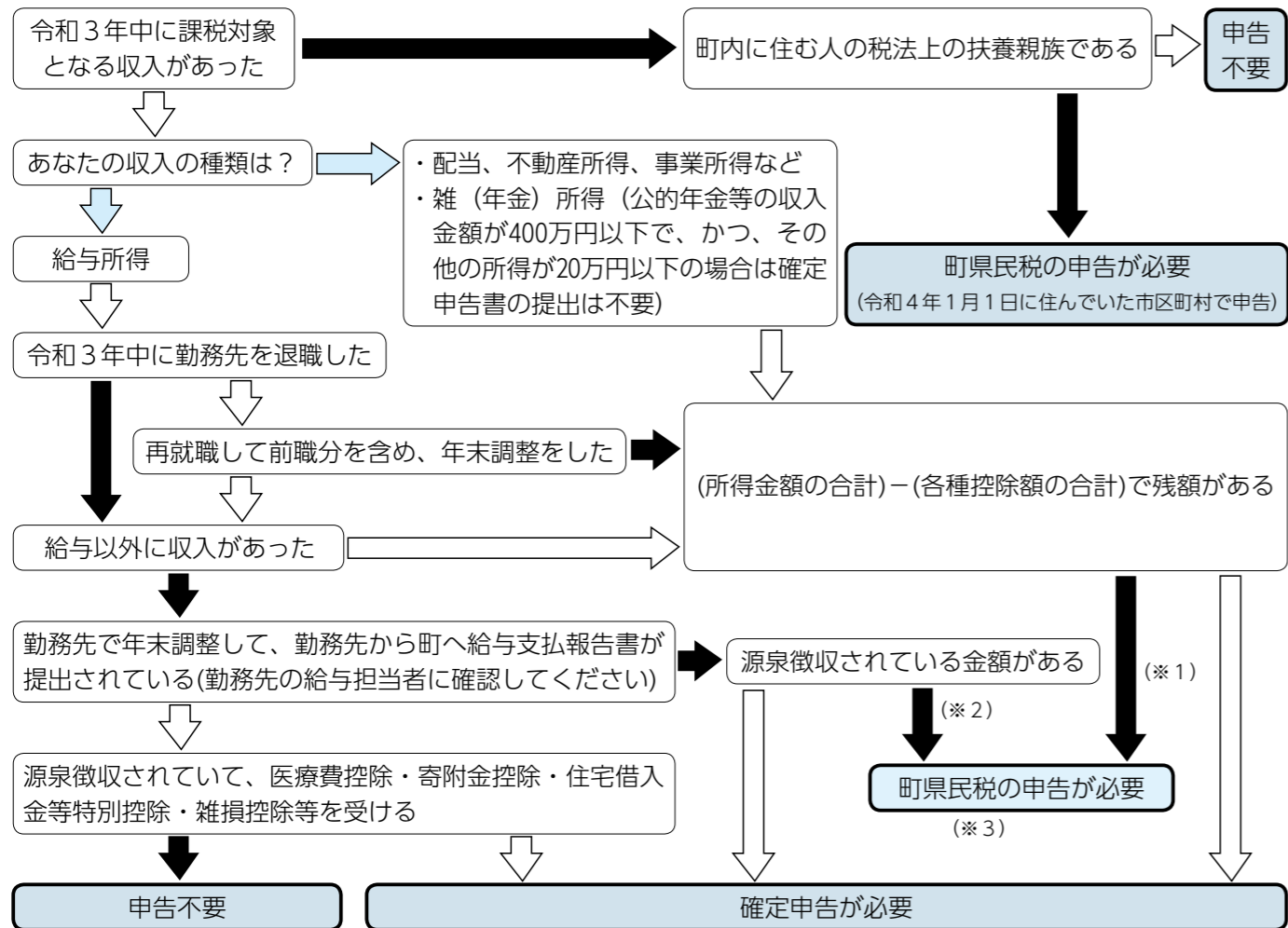


# わたしは申告が必要ですか？



(※1) 確定申告により、還付を受けられる場合あり (※2) 確定申告が必要になる場合あり  
 (※3) 町民税の申告の際は、事業等の収入金額や、必要経費の確定後にご来場ください。必要経費等のご相談はできません。

**注意**

- ・医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
- ・公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町民税の申告が必要です。
- ・公的年金等の源泉徴収票に記載されてある控除以外の各控除がある場合は町民税の申告が必要です。
- ・所得1,000万円を超える納税義務者の配偶者で収入がない方は町民税の申告が必要です (ただし、納税義務者が確定申告で配偶者を同一生計配偶者として申告している場合を除く。)

はい → いいえ →

申告不要

町民税の申告が必要  
(令和4年1月1日に住んでいた市区町村で申告)

(所得金額の合計) - (各種控除額の合計) で残額がある

源泉徴収されている金額がある (※1)

(※2)

町民税の申告が必要 (※3)

申告不要

確定申告が必要

## 平塚税務署からお知らせ

## 確定申告は自宅からe-Taxで！

例年、確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、ぜひパソコンやスマホで自宅からのe-Taxをご利用ください。

### ■スマホ・パソコンでe-Tax

確定申告書等作成コーナーはこちら (URL)  
<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smsp/top#bsctrl>



### ■マイナポータル連携で自動入力

ふるさと納税や株式の特定口座、住宅ローン控除などの自動入力ができます。マイナ連携特設サイトはこちら (URL)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>



24時間いつでもどこでも申告できる！



平塚税務署 ☎(22) 1400  
 作成コーナーヘルプデスク ☎0570 (01) 5901

# 確定申告・町民税申告

問 確定申告について  
 平塚税務署 ☎(22) 1400  
 問 町民税申告について  
 税務課 ☎内線253

## ご相談は「時間指定整理券配付」に変更します！

### ■町の確定申告・町民税申告相談会場について

町の申告会場では、感染症予防対策として、会場内の混雑を避けるために、確定申告及び町民税申告相談の時間指定整理券を配付します。配付枚数に達し次第、当日の受付は終了です。  
 また、令和3年中に無収入だった方、確定申告及び町民税申告の提出のみの方は、時間指定整理券は不要です。  
 ※2月は会場が大変混雑します。郵送や電子申告(確定申告)もご活用ください。

▶ 期間 **2月16日(水)～3月15日(火)**

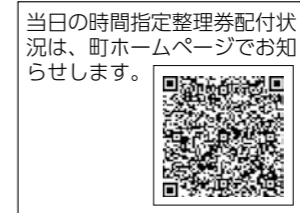
閉庁日(土曜・日曜・祝日)を除く。

▶ 場所 本庁舎4階第1会議室(整理券配付場所: 4階第1会議室入口前)

▶ 時間 9時～11時45分、13時～16時

▶ 午前の部 整理券配付時間 当日8時30分～

▶ 午後の部 整理券配付時間 当日12時45分～



当日の時間指定整理券配付状況は、町ホームページでお知らせします。

### ▶ 持ち物

【確定申告】申告書(町会場にて配付有)、源泉徴収票、各種控除証明書、本人確認書類の写し(個人番号カードの裏表の写し、または個人番号通知カードの写しと身元確認書類の写し)、申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税還付)

【町民税申告】持ち物は確定申告と同様ですが、本人確認書類は提示のみで可能(写しの提出は不要)です。(町民税申告での還付はございません。)

※代理・郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。

### ■医療費控除の申告について

従来の領収書添付での提出はできません。必ず「医療費控除の明細書」を作成のうえ、来場してください。



### 町相談会場で相談できる確定申告

- ・年金や給与収入のみ
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ・(所得金額の合計) - (各種控除額の合計) で所得金額の残高がない
- ※事業等の収入金額や必要経費の確定後にご来場ください。収入金額や必要経費の相談はできません。

### 町相談会場で相談できない確定申告

次の①～⑬は税務署が開設する会場または電子申告を利用してください。

- ① 株式配当等の所得の申告
- ② 事業や不動産収入の申告
- ③ 全ての譲渡所得の申告
- ④ 分離・損失の申告
- ⑤ 給与収入で特定支出控除がある
- ⑥ 令和2年分以前の申告
- ⑦ 初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告
- ⑧ 2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換え
- ⑨ 青色申告
- ⑩ 退職所得の申告
- ⑪ 雑損控除の申告
- ⑫ インセンティブ報酬の申告
- ⑬ 準確定申告(亡くなった人の申告)

### 町民税申告とは？

令和4年度の町民税(住民税)の算定資料となる他、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料となります。また、申告がない場合、所得証明書等の発行ができません。



### ■町民税申告の早期相談

確定申告の相談会場内の混雑を避けるため、町民税申告相談のみ次の期間から相談を始めます。※時間指定整理券不要

▶ 期間 **1月26日(水)～2月15日(火)**

閉庁日(土曜・日曜・祝日)を除く。

▶ 場所 本庁舎1階税務課4番窓口

▶ 時間 9時～11時45分、13時～16時

### ○町民税申告書の送付

前年の状況等により申告が必要と思われる方には1月25日に送付しました。税務課窓口でも同時期に配付します。